【F：自身がクリーンであることを証明】

　43ページから44ページ

　居場所情報及びアダムスの使用を含む登録検査対象者リストの要件。

RTP/TP に登録されたアスリートは、個人の居場所を特定する「居場所情報」を提出・更新する義務がある。その情報をもとに、競技会外検査が行われ、アスリートがクリーンであることを証明することができる。

▶この章の目標

1. 自身の登録カテゴリー（RTP/TP）にもとづき、提出・更新しなければならない情報を具体的に説明できる。
2. ADAMS/Athlete Centralを使用して、正確で詳細な居場所情報を提出・更新できる。

▶RTP/TPとは。

ADO（国際競技連盟や国内アンチ・ドーピング機関）から「RTP/TP」に登録されたアスリートは、日本や世界を代表するトップアスリートです。

　※RTP＝登録検査対象者リスト。

　※TP＝検査対象者リスト。

▶競技からの引退と競技への復帰。

* 引退。…アスリートがRTP/TP登録中に完全に競技から引退する場合は、アスリート自らが「引退届」を、RTP/TP登録されたADO へ提出します。

※「引退届」が受理され、「除外通知」をアスリートが受け取ったタイミングで、RTP/TPより除外となります。

* 復帰。…RTP/TP登録中に引退の手続きを行ったアスリートが、その後競技へ復帰を希望する場合、アスリートが競技への復帰6か月前までに、IF及びNADOに「復帰届」を提出し、競技会外検査を受けられるようになるまで、国際または国内競技大会に参加することはできません。

居場所情報の提出・更新は、WADAが運用・管理する「ADAMS」というウェブシステム、または「Athlete Central」というスマートフォン/タブレット用アプリから行えます。

▶提出内容と違反項目。：RTP/TPカテゴリーごと。

自分のカテゴリーを確認し、提出・更新が必要な情報や適用される違反の種類を確認しましょう。DCOが必ずアクセスできる正確で詳細な居場所情報の提出が必要です。

▶RTPの提出・更新が必要な情報。

* 宿泊先：アスリートがその日宿泊する場所。　※建物名、部屋番号等不備がないようにする。
* 60分時間枠：アスリート自身が指定する、DCOと必ず直接会うことができる「60分の時間と場所」。

※朝5時から夜23時までの間で、1日1回指定。

* 競技会スケジュール：出場する予定の競技会の大会名、日程、場所。
* 定期的な活動：定期的なトレーニングを行う時間と場所。　※トレーニングを行わない場合は、学校/仕事、リハビリ等定期的にある活動予定を提出。

▶TPの提出・更新が必要な情報。

* 宿泊先：アスリートがその日宿泊する場所。　※建物名、部屋番号等不備がないようにする。
* 競技会スケジュール：出場する予定の競技会の大会名、日程、場所。

・定期的な活動：定期的なトレーニングを行う時間と場所。　※トレーニングを行わない場合は、学校/仕事、リハビリ等定期的にある活動予定を提出。

▶RTPに適用される居場所情報関連義務違反。

1. 提出義務違反。：提出期日までに居場所情報を提出しなかった場合。提出された情報に不備があった場合。最新情報に更新されていない場合。
2. 検査未了。：アスリート自身で指定・提出した「60分時間枠」の時間と場所で検査に応じなかった場合。

※DCOがアスリートと会うことができなかった場合。

▶TPに適用される居場所情報関連義務違反はありません。